委託業務処理要領（案）

第１　趣旨

この要領は、令和５年度北海道空き家情報バンク運営管理業務（以下「委託業務」という。）の処理について、必要な事項を定めるものとする。

第２　委託業務

契約書に定める委託業務は次のとおりとする。

（１）所有者から登録申請のあった物件情報の内容確認
（２）登録申請のあった物件情報の宅地建物取引業事業者への提供
（３）当該物件に係る仲介事業者及び所有者との連絡調整
（４）システムを活用した物件の登録及び情報公開
（５）登録物件に関する変更・抹消申請の対応
（６）利用希望者等からの問合せ対応

第３　実績報告書等

（１）契約書第９条に定める委託業務処理状況報告書は、別記第１号様式とする。
（２）契約書第９条に定める実績報告書は、別記第２号様式とする。

第４　委託料の請求

（１）契約書第 10 条に定める委託料の支払請求は、別記第３号様式によるものとする。
（２）北海道知事は、前項による委託料の請求を受けたときは、請求の日から 30 日以内に支払するものとする。

第５　調査等

受託者は、北海道知事が、契約書第８条の定めにより委託業務処理について調査等を行うときは、関係職員を調査等に立ち会わせ、また関係書類を提出するものとする。

第６　書類の保存

受託者は、受託業務の収入、支出に関する関係書類を業務完了後の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。